

表 住まいの総合支援事業の補助制度一覧

	No.	制度名	制度概要	補助額 (補助率)	募集件数
新築	①	スマイル住宅補助金	認定長期優良住宅、認定低炭素住宅または、きた住まいる住宅を新築する人に補助	20万円	先着50件
	②	ユニバーサルデザイン住宅新築補助金	市が定めるユニバーサルデザイン基準に適合する住宅を建設する人に補助	20万円	②③④併せて先着30件
リフォーム	③	ユニバーサルデザイン住宅増改築補助金	住宅の床面積を増やし、その部分またはその部分を含めてユニバーサルデザイン化工事をする人に補助	上限 20万円 (50%)	②③④併せて先着30件
	④	ユニバーサルデザイン住宅改造補助金	身体障害者手帳1・2級または介護認定を受けている人のため、住まいの障壁を取り除く工事をする人に補助	上限 40万円 (80%)	②③④併せて先着30件
	⑤	住まいの改修助成金	住宅の長寿命化や、省エネルギー化などの改修により、住宅性能が向上する工事をする人に助成	5万円	第1回 終了 第2回 150件 第3回 100件
	⑥	空家改修補助金	北海道空き家情報バンクに登録されている空き家を購入して改修する人に補助	上限 30万円 (30%)	先着2件
	⑦	木造住宅耐震診断補助金	昭和56年以前に建築された住宅の耐震診断を行う人に補助	上限 5万円 (50%)	先着3件
	⑧	木造住宅耐震改修補助金	耐震診断により「倒壊する可能性がある」と診断された住宅の耐震改修工事（上部構造評点1.0以上）を行う人に補助	上限30万円 (費用に応じ 変動)	先着1件
解体	⑨	旧耐震住宅建替え補助金	耐震診断により「上部構造評点が0.4未満」と診断され、同一敷地内で住宅を建て替える人に補助	上限 30万円 (改修費用 相当額の23%)	先着1件
	⑩	特定空家解体補助金	住宅性能が著しく低下している特定空家の除却をする人に補助	上限 50万円 (80%)	先着10件



住まいの悩みを トータルサポート

住まいの総合支援事業

住まいの新築やリフォーム、空き家対策などを支援する各種補助制度のほか、ワンストップ相談窓口などを開設し、住まいの悩みに関して総合的に支援します。

問い合わせ 建築指導課（市庁舎6階、☎65・4180）

市の住まいに 関する補助制度



市では、誰もが暮らしやすい快適な住環境づくりのため、新築住宅の質の向上や既存住宅の活用を進めています。

住宅の新築を支援する

認定長期優良住宅※1、認定低炭素住宅※2、きた住まいる住宅※3
およびユニバーサルデザイン住宅

住宅のリフォームを支援する

住宅のユニバーサルデザイン化、長寿命化、省エネルギー化、耐震化などの改修工事に対して、補助を行っています。（表の③～⑧）

昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅（旧耐震住宅）で③～⑤の補助制度を申請する場合には、市が実施する「無料耐震簡易診断」を受ける必要があります。

住宅の解体を支援する

耐震性能が低い住宅の建て替えや、住宅性能が著しく低下している空き家の解体に対する補助を行っています。（表の⑨、⑩）

⑩の特定空家解体補助金を申請する場合、市が行う事前調査を受ける必要があります。

事前に制度内容、申請方法を 確認してください

対象となる工事や、申請に必要な書類など、詳細は建築指導課に問い合わせるか、市ホームページをご覧ください。

また、ユニバーサルデザイン住宅への改造と、長寿命化などの改修を同時に行う場合など、補助制度の併用が可能な場合もあります。併用する場合には、それぞれの条件を満たす必要があるので、相談してください。

補助制度活用事例



◇ユニバーサルデザイン住宅改造補助金（表の④）

・浴室やトイレなどの段差解消、手すり設置工事・スロープや階段昇降機の設置工事など

◇住まいの改修助成金（表の⑤）

・屋根や外壁の塗装工事・トイレの改修工事・外窓や玄関断熱ドアの取り替え工事など

◇耐震改修補助金（表の⑧）

・壁を筋かいや構造用合板で補強する工事など

補助制度を活用できる改修の例

ユニバーサルデザイン改修

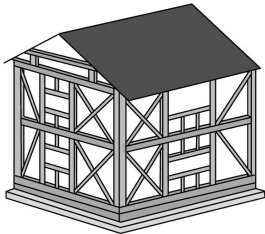
車イス対応キッチン



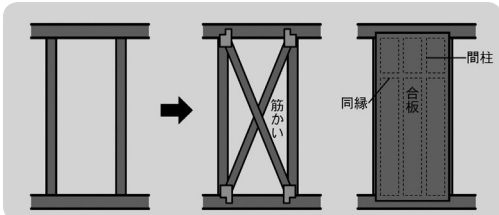
寝室からトイレへ直接移動できる引き戸
および車イス対応洗面台



耐震改修



壁の補強：筋かいや構造用合板での補強

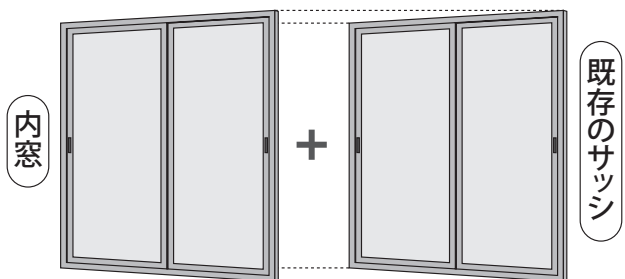


住まいの改修（断熱）

外壁の断熱改修

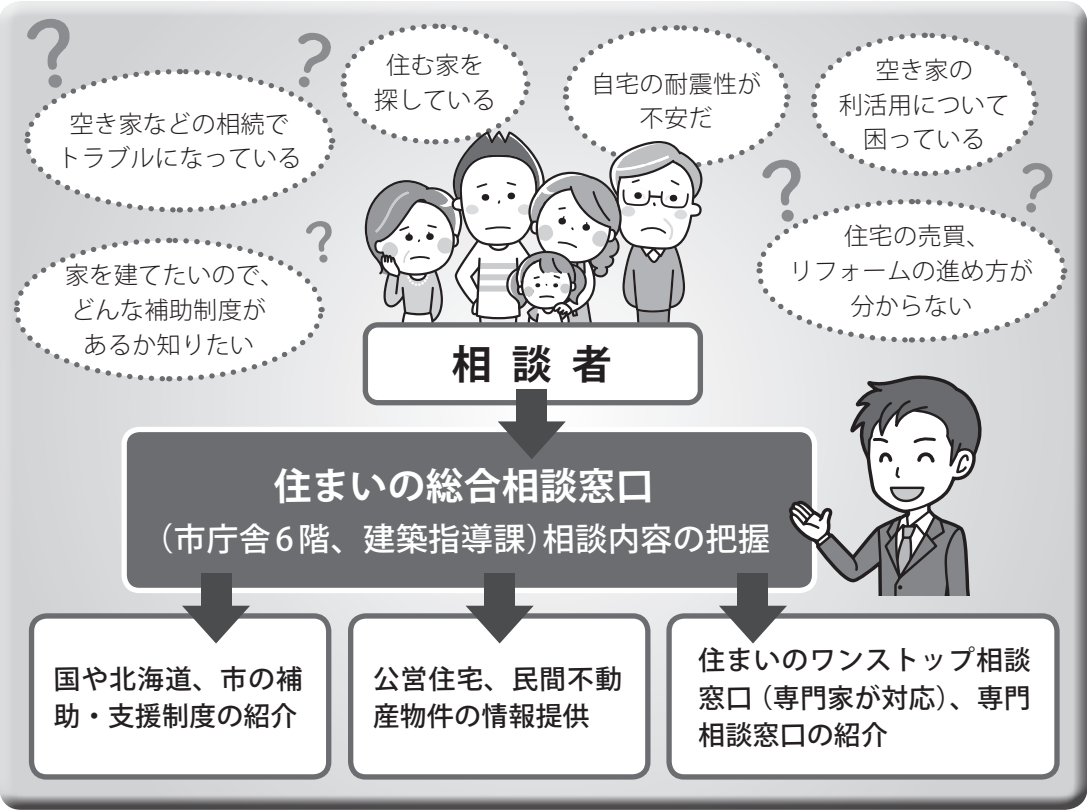


内窓設置



※1 認定長期優良住宅 国が定める基準に基づいて、長期にわたり良好な状態を保てるよう認定を受けた住宅
※2 認定低炭素住宅 都市の低炭素化の促進に関する法律における低炭素建築物の認定を受けた住宅

図 住まいの総合相談窓口イメージ



住まいに関する相談窓口など



市役所の窓口のほか、専門家による相談窓口や無料耐震簡易診断を行っています。

住まいの総合相談窓口

住まいに関するさまざまな情報を、総合的に提供する窓口です(図)。窓口や電話で、住宅に関する支援制度、住宅情報や住宅のトラブルなどの相談を受け付けます。

住まいのワンストップ相談窓口

市役所などの窓口では解決が難しい、空き家を含めた住まいに関

する相談に、専門家が応じます。事前に建築指導課へ申し込みください。

相談体制 弁護士・司法書士・建築士・宅地建物取引士・社会福祉協議会・土地家屋調査士

6月の相談日・場所(要予約)

▽6月9日(日)、とかちプラザ(西4南13)▽25日(火)、市庁舎10階、いずれも13時～16時

ユニバーサルデザイン住宅相談会

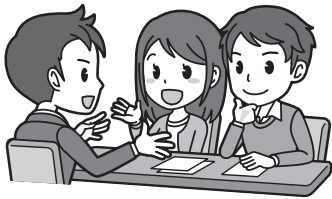
住宅の増改築・改造などについて、各分野の専門家がユニバーサルデザインの視点で助言します。
相談体制 理学療法士・作業療法

住まいのワンストップ相談窓口

空き家を含めた、住まいの売却・相続・管理・リフォームなど、専門家による無料相談。

日時 毎月第2日曜日、第4火曜日、いずれも13時～16時(事前予約制)

場所 市庁舎10階、市民文化ホール(西5南11)、とかちプラザ(西4南13)



ユニバーサルデザイン住宅相談会

住宅の増改築・改造など、各分野の専門家によるユニバーサルデザインに関する無料相談。

ユニバーサルデザイン住宅増改築・改造補助金を申請する人は事前に相談会に参加し、その後の現地調査を受ける必要があります。

日時 毎月第2・第4水曜日(8月は第1・第4水曜日)、いずれも13時～16時
場所 市庁舎10階 ※住宅の間取り図をお持ちください。

士・建築士・看護師・介護福祉士・保健師

無料耐震簡易診断

住宅の耐震性の目安を把握するため、次のすべての要件を満たす木造住宅の耐震簡易診断を、無料でを行います。

対象住宅

- ・市内にある、所有者が自ら居住している住宅
- ・昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅
- ・地上2階建て以下で、延べ床面積が500平方メートル以下の在来軸組構法で建てられた住宅
- ・確認申請書または診断計算に必

要な図面があること

国・北海道の支援制度



住宅の建設・購入や空き家の有効活用を促す制度など、住宅に関する支援制度の一部を紹介します。

すまい給付金(国の制度)

消費税率引き上げによる住宅取得者の負担を緩和するための、補助制度です。
対象住宅 令和3年12月までに引き渡され、入居が完了した住宅
補助額 最大50万円(現金)
問い合わせ すまい給付金事務局(☎0570・064・186)

次世代住宅ポイント(国の制度)

省エネ性、耐震性、バリアフリー性能などを満たす住宅や、家事負担の軽減になる住宅の新築やリフォームをされた人に対し、さまざまな商品と交換できるポイントを発行する制度です。

問い合わせ 次世代住宅ポイント事務局(☎0570・001・339)

北海道空き家情報バンク(道の制度)

北海道の空き家の有効活用を通して、移住・定住の促進や住宅ストックの循環利用を図るための制度です。所有者から売買などの希望があつた空き家情報を、空き家の利用を希望する人に提供します。

問い合わせ 北海道宅地建物取引業協会(☎011・642・4422)

その他の専門相談窓口を紹介



相談内容に応じて、住宅に関する専門の相談窓口を紹介します。

欠陥住宅などに関する相談

国土交通大臣から指定を受けた住宅相談の専門窓口です。欠陥住宅、シックハウス症候群について、住宅の新築や購入時のアドバイス、リフォームの見積り相談など、住宅に関する相談に応じます。

問い合わせ 住宅リフォーム・紛争処理支援センター 電話相談窓口(☎0570・016・100)

契約のトラブル

住宅の契約に関するトラブルの相談などに応じます。
問い合わせ 帯広市消費生活アドバイザーセンター(西4南13、とかちプラザ内、☎22・8393)

不動産取引のトラブル

不動産取引をめぐるトラブルの解決や、未然防止のために、業者や消費者からの相談に応じます。
問い合わせ 北海道宅地建物取引業協会帯広支部 不動産無料相談所(西12南17、北海道宅地建物取引業協会帯広支部内、☎22・7060)

「住まいの情報」を配布中

住まいに関する情報をまとめたパンフレットを、住まいの総合相談窓口、各コミセンなどで配布しています。

市ホームページにも掲載しているのでご覧ください。



帯広市 住まいの総合相談窓口 検索

